

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 国際船舶の譲渡及び貸渡しにかかる届出
- ② 手続根拠 : 海上運送法第 44 条の 2 項及び海上運送法施行規則第 44 条
- ③ 手続対象者 : 日本の国籍を有する者又は日本の法令によって設立された法人その他団体が、国際船舶を、日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他団体以外の者に譲渡し又は貸渡しを行おうとする場合において、
(譲渡の場合)
 - ・ 船舶の所有者(貸渡しの場合)
 - ・ 船舶を直接貸渡しする者※ただし、所有者が直接貸渡しする者の代理人として行うことができる。
- ④ 提出時期 : 譲渡又は貸渡しを行おうとする日の 20 日前まで
- ⑤ 提出方法 : 届出書を作成し、必要な書類をそろえて海事局外航課に提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 譲渡又は貸渡しにかかる契約書の写し (ただし、所有者から貸渡しを受けている者が届出を行おうとする場合には、所有者との貸渡し契約書についても添付する。)
 - ・ 船舶原簿謄本
 - ・ 船舶明細書
 - ・ 仕組図 (譲渡の場合にあつて仕組化する場合のみ)
 - ・ 貸渡形態図 (貸渡の場合にあつて、海外貸渡方式をとる場合のみ)
 - ・ 確約書 (契約書の写しについて、引渡し又は貸渡し予定期日の 20 日前の時点で署名がなされていない等未完成の場合において、成約次第速やかに提出する旨を確約するもの)
- ⑧ 申請書様式 : 海上運送法施行規則第 44 条第 1 項の記載事項参照
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先となる海事局外航課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 海事局外航課 03-5253-8111 (内線 43-313)
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 海事局外航課

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 特になし
- ② 標準処理期間 : 特になし
- ③ 不服申立方法 : 特になし